⑹　工期
　１．経済産業省の部
　　契約締結日から、令和７年３月24日まで。
　２．特許庁の部（指定部分１）
　　契約締結日から、令和５年12月20日まで。
⑺　使用する主要な資機材　別冊仕様書・参考数量書・基本計画書・設計図等による。
⑻　本工事は、工事施工について「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和３・４年度経済産業省における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること
⑶　所有する電子調達システム対応ＩＣカードの有効期限が開札日に十分有効であること。（紙入札参加希望者を除く。）
⑷　経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
⑸　経済産業省における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上Ⓐであること。
⑹　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑺　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事（請負代金額500万円未満の工事は除く。）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件でよい。（入札説明書参照。）。
⑻　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑼　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑽　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑾　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑿　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について、次に掲げる基準を満たしていること。
　①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
　・一級建築士の資格を有する者
　・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
　②　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で５層以上（地下階も可）かつ延べ面積10,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする）の事務所・庁舎又は類似施設の新築、増築又は改修工事（内装改修を含む建築一式工事（ただし、請負代金額500万円未満の工事は除く。））の工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、申請できる工事経験は１件でよい。
　③　平成19年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成17年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。
　④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。
　⑤　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）。
　⑥　代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⒀　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、経済産業省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒃　提出された技術提案が適正であること。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目
　①　施工体制
　②　「工事全般の施工計画」に係る具体的な技術提案
　③　賃上げの実施に関する評価
⑵　総合評価の方法
　①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
　②　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。
　③　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
　　評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格
⑶　落札方法
　①　入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。
　㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。
　㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
　㋒　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
　②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。